

(3) 教育研究評議会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教育研究評議会は、国立大学法人法第21条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べた意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、理事、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長、学長が指名した教授及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教育研究評議会は、原則、第2水曜日に開催。平成27年度においては、15回（第170回～第184回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①平成27年度大学教員人事計画、②教員人事（教員の選考等）、③大学改革、④名誉教授の選考、⑤平成27年度競争的教育研究資金の配分基準、⑥受託研究の受入れ、⑦平成26事業年度の業務実績に関する評価（経営に関する部分を除く）、⑧教職大学院認証評価（経営に関する部分を除く）、⑨平成28年度大学院学校教育研究科修了要件区分の改正、⑩上越教育大学年俸制適用職員の採用及び在職者切替に関する方針、⑪上越教育大学年俸制適用職員業績評価委員会の設置、⑫第3期中期目標・中期計画、⑬平成28年度概算要求、⑭学校教育実践研究センター規則の一部改正、⑮共同研究の受入れ、⑯大学院アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の一部改正、⑰「21世紀型能力」の育成、⑱年俸制適用職員の業績評価、⑲早期退職募集制度の導入、⑳大学改革戦略会議の設置、㉑障害学生支援組織・体制の整備、等であった。（各回議題は、第三章 資料編－1 管理運営－（4）教育研究評議会議事要旨 参照）

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、私立大学学部長及び公認会計士からなる監事並びに学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に広く学内外からの意見が反映されている。